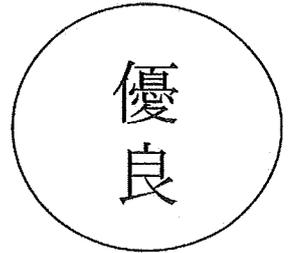


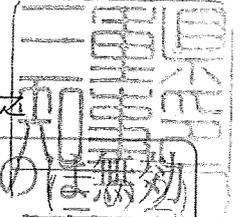
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都中央区日本橋富沢町5番4号
氏 名 シグマテック株式会社
代表取締役 深江 伯史



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



赤印ないものは無効
再コピー禁止

許可の年月日 令和 7年 3月12日
許可の有効年月日 令和 14年 2月13日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)、
廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、
ゴムくず、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥(水銀含有ばいじん等を含む。)、
廃酸(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む。)、紙くず、
木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、鉋さい(水銀含有ばいじん等を含む。)、
がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、家畜ふん尿、家畜の死体、
ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)、処分するために処理したもの

以上20種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、又は除去
に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

3. 許可の条件

なし

<以下裏面>

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和63年 6月15日	新規許可	平成18年 2月14日	更新許可
昭和63年11月14日	変更許可	平成23年 3月 7日	更新許可
平成 3年 2月14日	変更許可	平成25年 6月 4日	優良確認
平成 4年10月27日	変更許可	平成27年 7月 6日	変更許可
平成 8年 2月14日	更新許可	平成30年 3月28日	更新許可
平成13年 2月14日	更新許可		
平成13年 6月21日	変更許可		

5. 積替え許可の有無 無

市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

赤印ないものは無効
再コピー禁止